

令和元年 8 月 1 日

## 「2019 年度富山県 IoT 導入モデル事業費補助金」の公募（2 次募集）について

県では、県内企業の IoT 導入を促進するため、IoT により生産性向上を図るモデル的な取り組みへの補助を行っております。今回、補助対象者の 2 次募集を行いますので、ご案内します。

### 1 補助対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者等

### 2 補助対象事業

IoT を活用して自社の生産性向上を図るモデル的な取組みであって、富山県内で実施される事業

### 3 補助率等

(1) 補助率：1 / 2 以内

(2) 補助上限額：200 万円

(3) 採択件数：3 件程度

### 4 募集締切

① 事前申込書 2019 年 8 月 26 日 (月) 17 時必着

② 交付申請書 2019 年 9 月 2 日 (月) 17 時必着

※交付申請書の提出前に、事前申込書を提出する必要があります。

### 5 申請方法

申請書類一式を県商工企画課まで郵送または持参

※ 募集要領、交付要綱、様式一式は下記からダウンロードできます。

県商工企画課ホームページ

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1301/kj00017906.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00017906.html)

### 6 申請・お問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県商工労働部商工企画課企画係

TEL 076-444-3243 (直通) FAX 076-444-4401

E-mail [ashokokikaku@pref.toyama.lg.jp](mailto:ashokokikaku@pref.toyama.lg.jp)

## 2019 年度富山県 IoT 導入モデル事業費補助金 募集要領（第 2 次募集）

### 1 目的

この補助金は、富山県内企業等が実施する、IoT を導入して生産性の向上を図るためのモデル的な取組みに対し予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、産業の活性化など、本県経済をけん引する新たなビジネスモデルの構築を目指すことを目的とする。

### 2 補助対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者

#### 【留意事項】

「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する会社又は個人、もしくは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に該当する中小企業団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

### 3 補助対象事業

IoT を活用して自社の生産性向上を図るモデル的な取組みであって、富山県内で実施される事業  
※「モデル的な取組み」とは…単なる機器導入ではなく、企業等の課題を IoT 活用により解決し、導入から 5 年以内に労働生産性を 3% 向上する計画であり、かつ、その取組みやノウハウが県内中小企業に波及することが期待できるもの。

※補助対象経費及び対象外経費については、別表参照。

#### 【その他留意事項】

- ・ 交付決定日から 2020 年 1 月 31 日までに完了する見込みのあるものに限る。
- ・ 販売（テスト販売を除く。）を目的とした商品等の生産や販売を行うものは対象外とする。
- ・ 補助事業としての採択後、補助事業の情報（企業名、事業テーマ、補助金額、実施内容（企業秘密部分は除く）等）の公表・公開が可能であること。
- ・ 国、県等の他の補助金、助成金を活用する事業でないこと。

### 4 補助率等

- (1) 補助率：1 / 2 以内
- (2) 補助上限額：200 万円
- (3) 採択件数：3 件程度

## 5 申請書等の提出

本補助金の申請を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 事前申込書

#### ア 提出様式

様式第7号「富山県 IoT 導入モデル事業費補助金事前申込書」

#### イ 受付期間

2019年7月31日（水）～8月26日（月） 17時必着

### (2) 交付申請書

#### ア 必要書類

下記の書類について、原本1部、写し6部を提出すること。（原則A4版）

(ア) 交付申請書（様式第1号）

(イ) 決算書（直近2期） ※ 貸借対照表、損益計算書

(ウ) 申請者の登記簿謄本（個人の場合は住民票記載事項証明書）

(エ) 県税全てに未納がないことを証する納税証明書（写し可）

(オ) 会社案内（もしくは事業・活動内容が分かるもの）

(カ) 補助事業計画を説明する参考資料がある場合は当該資料

(キ) 事業の積算根拠（見積書や規定、機器・ソフトウェアパッケージのカタログ類等）

※積算根拠の妥当性の確認のために使用します。写し可。

※なお、事業実施にあたって、仕様等変更により機器若しくはソフトウェアパッケージが変更になることを阻害するものではありません。

#### イ 受付期間

2019年7月31日（水）～9月2日（月） 17時必着

### (3) 提出方法

必要書類一式を受付期間内に申請者が持参もしくは郵送（書留又は簡易書留）してください。

ただし、様式1（別紙1及び別紙2を含む）については、データでも提出してください。

[持参・郵送先]

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県商工労働部商工企画課企画係

Email : ashokokikaku★pref.toyama.lg.jp (★→@)

※専用郵便番号（930-8501）と課名等を記入することにより、住所を省略できます。

※持参の場合は、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00の間受け付けます。

## 6 審査

商工企画課が設置する審査委員会にて、審査を行い、採択企業を決定します。審査の際、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

本事業では、下記基準に基づき、高得点を得た事業者から順に採択事業者を決定します。

事業の目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の目的に沿ったものとなっているか</li> <li>・自社にとっての IoT 導入活用の必要性を具体的に検討しているか</li> </ul>
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IoT 導入活用により達成される目標（効果）は妥当か</li> <li>・課題となる事項と IoT を導入活用した解決方法、実施内容に整合性はあるか</li> </ul>
事業のモデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に独自性・独創性があるか</li> <li>・本県経済への波及効果はあるか</li> </ul>
事業の実現可能性 事業設計の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行のための体力・能力、事業期間、予算が的確か</li> <li>・経費項目の配分が適切か（特定の経費項目のみに偏っていないか）</li> </ul>

- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・審査終了後速やかに結果を通知します。

## 7 補助金の支払

原則、精算払い。事業完了報告書を受領後、確定検査の上、補助金額を確定し、精算払いを行います。

ただし、補助金額の全部又は一部を概算払いとすることがあります。

## 8 その他事業にあたっての注意事項

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ承認申請書により、知事の承認を受ける必要があります。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- (4) 補助事業の内容について、県が公共の利益のために必要があると判断した場合、事業成果を公表していただくことがあります。

## 9 その他

- (1) この補助事業は、競争的資金であるため、応募されても必ず採択されるとは限りません。
- (2) 本補助金の申請とあわせて、「2019年度中小企業向け融資制度」の「IoT 特別資金」を活用できます。制度の概要については、下記までお問い合わせください。

[融資制度に係る問合せ先]

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県商工労働部経営支援課金融係

TEL : 076-444-3248

URL : [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1300/kj00012293.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00012293.html)

(県経営支援課：2019 (H31) 年度中小企業向け融資制度)

- (3) 当該事業は、厚生労働省の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」を活用して行うものです。

## 別表

### 1 補助対象経費

経費区分	内容
機械装置・器具費	・機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置・部品（センサー、RFID 等）、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び専用ソフトウェア）のリース等に要する経費 ※原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由（リースによる利用ができない、購入したほうが安価である等）がない限り購入は認められない。 ※補助事業を実施するために取得する財産は、原則として、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円未満のものに限る。
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドの使用料及び通信費
専門家経費	・IoT を導入又は活用方法を実証するにあたり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝金や旅費
通信運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
外注費又は委託費	・IoT 導入のために必要な機械装置の設計、改造、電気工事等の外注に必要な費用 ・補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委託契約） ※外注費又は委託費は補助対象経費合計額の 2 分の 1 を超えない額を上限とする。 ※一般管理費及び機器等の保守は補助対象外とする。
その他経費	・上記以外で知事が必要と認める経費

※ 交付決定日以降に契約し、事業実施期間の間に要する費用を対象とする。

※ 「IoT 導入」とは、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入に留まらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）のいずれかを行うことを指す。

### 2 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- (4) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（例：事務処理用の PC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税）
- (10) 補助金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事又は基礎工事に係る費用
- (13) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

# 富山県IoT導入モデル事業費補助金

IoTを導入して生産性の向上を図る県内企業等のモデル的な取組みを支援します

- 補助上限 **200万円**
- 補助率 **1 / 2** 以内
- 採択件数 3件程度



- 事前申込受付期間  
~ 8月26日 (月)
- 申込受付期間  
~ 9月 2日 (月)

※交付申請書の提出前に事前申請書を提出する必要があります。



たとえばこんな企業課題にIoTを使って・・・

工場の機械にセンサーをつけて、異常発生時のデータを取りたい。発生時のデータを分析することで、機械の停止時間を減らしたい。

機械データの取得



RFIDタグを使って、在庫数と保管場所を管理。蓄積した読み取りデータを使って、生産の進捗も把握・管理できるようにしたい。

在庫管理・生産管理



商品生産の進捗状況を社内だけでなく取引先も把握できる仕組み。過剰生産や欠品を防ぎ、納期を踏まえて生産工程が随時見直せる。

進捗データの共有



## IoT導入とは

単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入に留まらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、以下のいずれかを行うことを指す。

- ①監視 (モニタリング) ②保守 (メンテナンスサービス)
- ③制御 (コントロール) ④データ分析 (アナライズ)

- 補助対象者：県内に主たる事業所を有する**中小企業者**
- 補助対象事業：IoTを活用して自社の生産性向上を図るモデル的な取組み (※1) であって、富山県内で実施される事業



※1 「モデル的な取組み」とは

単なる機器導入ではなく、企業等の課題をIoT活用により解決し、生産性向上を図るものであり、かつ、その取り組みやノウハウが県内中小企業に波及することが期待できるもの

- 補助対象経費：機械装置・器具費 (※2)、クラウド使用料、専門家経費、通信運搬費、外注費等
- ※2 原則として、ソフトウェアも含めて「リース」による利用とすることとし、特段の理由 (リースによる利用ができない、購入したほうが安価である) がない限り購入は認められません

★を@にかえて送信してください

申込み・お問合せ\*富山県商工労働部商工企画課企画係

TEL 076-444-3243 (直通) Email ashokokikaku★pref.toyama.lg.jp  
県商工企画課 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1301/kj00017906.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00017906.html)

